

# 健康保険被扶養者確認届 (収入超過者)

※健保記入欄

1次確認	2次確認	担当者

太枠内をご記入のうえ、添付書類をホチキス留めして事務担当者の方へご提出ください。

## ◆被保険者

記号一番号	-	氏名	
-------	---	----	--

裏面をご確認のうえ、どちらかあてはまる方にご記入ください

## ◆対象となる被扶養者

(フリガナ) 被扶養者氏名	続柄	生年月日	認定日	継続して扶養している場合に記入		すでに扶養からはずれている場合に記入	
				月平均収入額	職業	扶養をはずれた日	扶養をはずれた理由
				円		令和 年 月 日	理由
				円		令和 年 月 日	理由
				円		令和 年 月 日	理由
				円		令和 年 月 日	理由
				円		令和 年 月 日	理由

扶養を継続している場合

扶養からはずれている場合

**状況により添付書類が必要となります**  
詳細は裏面及び当組合HPをご確認ください。

### 保険証又は資格確認書を添付

事業所所在地・名称、事業主氏名をご記載のうえ、一緒に提出ください。  
※保険証等の発行がなく、マイナ保険証を利用されている方は添付不要です。

受付日付印

事業所所在地	〒 -
事業所名称	
事業主氏名	

※扶養削除する場合のみ、ご記載ください。

TJKへの提出期限は11月28日(金)までとなります。

勤務先を通してのご提出となりますので、勤務先の担当者様のご案内に従ってください。  
確認届のご提出がない場合、令和7年1月1日より対象の被扶養者の当組合の資格が無効となります。

確認手順・・・被扶養者再認定の詳細は当組合のホームページをご確認ください。

ホームページアドレス：<https://www.tjk.gr.jp/news/r7-sainintei.html>



STEP  
1

表面の「被保険者」と「対象となる被扶養者」を確認する。  
(令和6年1月1日～令和6年12月31日までの収入が扶養の基準を超えている方にお送りしております。)

STEP  
2

「対象となる被扶養者」の状況に応じて太枠内を記入する。  
収入超過が一時的であり、令和7年は扶養の基準金額を超えない場合・・・「月平均収入額」・「職業」を記入し、STEP3へ扶養削除の場合（継続的に収入超過の見込み等）・・・「扶養をはずれた日」・「扶養をはずれた理由」を記入する。

STEP  
3

【STEP2にて収入超過が一時的であり、令和7年は扶養の基準金額を超えない場合】

以下の書類を確認届に添付してください。

現在の状況（収入超過の理由）		添付書類
パート・アルバイトの方 ダブルワークをしていた（している） 場合は、それぞれに該当する添付書類 をすべてご提出ください。 例：就業場所① 退職 就業場所② 就業者 →「離職票等」・「雇用条件証明書」 どちらも提出 例②：就業場所① 退職 自営業 継続 →「離職票等」・「被扶養者再認定 にかかる申立書」どちらも提出	働いていたが、現在は 退職している	「退職・派遣登録抹消証明書」（雇用保険未加入の場合）※1 「離職票1・2」 「雇用保険資格喪失確認通知書」 等いずれか1点
	現在は契約変更により収入 低下している	「雇用条件証明書」※1
	人材不足により労働時間延 長等に伴う一時的な収入変 動があった	「被扶養者の収入確認に当たっての一時的な収入変動に係る事業主 の証明書」※1※2
給与以外（自営業者等）に収入がある方で、収入超過 が一時的な方	新型コロナウイルスワクチ ン接種業務によって収入が 超過した	「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る 申立書」※1
		「被扶養者再認定にかかる申立書」※1 後日、所得情報照会等で収入超過をしていることが発覚した場合は 令和7年1月1日で無効となりますのでご留意願います。

※1 当組合ホームページよりダウンロードしてください

※2 過去の再認定において、人手不足による労働時間延長等により、「一時的な収入変動に係る事業主の証明書」を当組合に提出し、認定された収入超過者については、連続2回までを上限とする経過措置であることをご留意ください。

※ 上記添付書類を提出後、状況に応じて追加の添付書類をいただく場合がございます。